［略］	
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第四項
［略］	
金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条及び第三十四条第二項
［略］	
信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	第三十九条第六項
［略］	
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二条、第五十二条、第六十二条の十八、第六十三条の十三及び第七十八条

別表第二（第四条関係）

［略］	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第六項及び第七項
［略］	
信託業法施行規則	第三十九条第六項
資金決済に関する法律	第二十二条、第五十二条、第六十二条の十八、第六十三条の十三及び第七十八条

別表第三（第五条関係）

［略］	
協同組合による金融事業に関する法律	第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九及び第五十二条の六十第一項、第六条の五第一項において準用する同法第五十二条の六十の十八並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
［略］	

［同上］	
保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	第五十二条の二十二第五項
［同上］	
金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条及び第三十四条第二項
［同上］	
信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）	第三十九条第五項
［同上］	
資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）	第二十二条、第五十二条、第六十三条の十三及び第七十八条

別表第二（第四条関係）

［同上］	
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	第二十一条第五項
［同上］	
信託業法施行規則	第三十九条第五項
資金決済に関する法律	第二十二条、第五十二条、第六十三条の十三、第七十八条

別表第三（第五条関係）

［同上］	
協同組合による金融事業に関する法律	第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の四十九（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）及び同法第五十二条の六十第一項（第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）並びに第六条の五の十第一項において準用する同法第五十二条の六十一の十二
［同上］	